

防地周（事）第260号

29.6.28

一部改正

防地周（事）第192号

30.4.23

各地方防衛局長 殿

事務次官

(公印省略)

防衛施設周辺避難施設整備事業に係る避難施設及び補助金の額について  
(通達)

標記について、防衛施設周辺避難施設整備事業補助金交付要綱（平成29年防衛省訓令第42号）第3条第4号及び第8条の規定により、別紙のとおり定められ、平成29年度以降の予算に係る補助について適用することとされたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

## 防衛施設周辺避難施設整備事業に係る避難施設及び補助金の額について

## 1 避難施設

防衛施設周辺避難施設整備事業補助金交付要綱（平成29年防衛省訓令第42号。以下「訓令」という。）第3条第4号に規定する避難施設は、次に掲げるものであって、必要に応じ、高齢者、障害者等による利用上の利便性及び安全性の向上に配慮したものであることとする。

## (1) 避難用車両

航空機事故等が発生した場合において、自ら避難することが困難な住民を避難場所まで輸送するための自動車であって、次の要件のいずれにも該当するもの。

ア 特定防衛施設関連市町村が作成する市町村地域防災計画に基づき、避難の用に供されるものであること。

イ 乗車定員が11人以上のものであること。

## (2) 避難用待避所

航空機事故等が発生した場合において、自ら避難することが困難な住民が、避難用車両による避難場所への輸送が行われるまでの間、一時的に集結及び待避ができる建築物であって、特定防衛施設関連市町村が作成する市町村地域防災計画に基づく避難経路の区間内に設置されたもの。

## (3) 指定避難所

航空機事故等が発生した場合において、自ら居住の場所を確保することが困難な住民を一時的に滞在させるための施設であって、老朽化等により避難所として必要な環境を確保することが困難なもののうち、次の要件のいずれにも該当するもの。

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7に規定する指定避難所として、特定防衛施設関連市町村が作成する市町村地域防災計画により指定された学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものに限る。）であること。

イ 被災時における安全性及び良好な居住性を確保するための必要最低限の改修工事（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第3条第2項の規定により補助の対象となる工事を除く。）を行うものであること。

## 2 補助金の額

訓令第8条に規定する補助金の額は、次の各号に定める方法により算出した額とする。

## (1) 避難用車両及び避難用待避所

訓令第7条に規定する経費に10分の7.5を乗じて得た額とする。ただし、各特定防衛施設関連市町村に交付できる額の総額は、5億円を上限とする。

## (2) 指定避難所

前項第3号イに規定する改修工事を行う床面積に55,400円及び民生安定施設の改修工事に係る補助の割合又は額について（防地周第13458号。23.11.

8) 別紙第2の第1項に規定する地域係数を乗じて得た額又は訓令第7条に規定する経費の10分の5に相当する額のいずれか低い額とする。